

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科小動物用MRI装置利用要項

平成28年1月5日
医歯薬学総合研究科
運営会議承認
改正 平成28年9月7日
改正 平成30年9月5日
改正 令和3年2月3日

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科（以下「研究科」という。）薬学部1号館100号室に設置された小動物用MRI装置（以下「MRI」という。）の利用について定める。

(利用届)

第2条 利用希望者は、別紙「小動物用MRI装置利用届」を研究科長に提出しなければならない。

(利用形態)

第3条 利用者は、小動物用MRI装置管理実務者の指示・指導に従わなければならない。

(利用料金)

第4条 利用料金は、次のとおりとする。

- 一 学内者 30分あたり 7,500円
- 二 学外者 30分あたり 22,500円

(経費負担)

第5条 研究科医学系は、MRIに係る光熱水料、室料及びその他所要経費を、研究科薬学系に支払うものとする。

(事務)

第6条 MRIに関する事務は、研究科会計課において処理する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年9月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年9月5日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年2月3日から施行する。